補足説明書

徳島県県土整備部住宅課

1 委託業務名

R 7 住宅 松茂東団地 松・満穂 1 号棟等改修設計業務

2 別途発注委託業務

なし

3 重点調査制度

本業務は、重点調査制度の対象外業務である。

4 現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に施設管理者へ連絡をし、了解を得ること。 なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

5 質疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の3日前(休日・入札開始日を除く)の正午までに、書面により住宅課に提出すること。

書面の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送(上記期日・時間に係員の手元に必着)、ファクシミリ又は電子メール(ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。)によるものとする。

提出先 徳島県県土整備部住宅課

住所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2591 ファクシミリ 088-621-2871 電子メール juutakuka@pref.tokushima.lg.jp

※質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

6 注意事項

- (1) 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。
- (2) 落札者が建築十事務所登録をしている者である場合

契約書に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載した書面(営繕課指定様式)2部を直ちに発注者の契約担当者に提出すること。

7 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7の規定に基づき、落札決定から契約までの間に重要事項説明書(営繕課指定様式)を2部提出し、監督員に内容の説明を行った後、監督員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

8 成績評定の選択制

当初業務委託料(税込み)が50万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が50万円を超えた建築工事に係る設計及び工事監理の委託業務は、成績評定の選択制を試行する。

対象業務の受注者は、当初契約時に、評定の実施の意向について、「委託業務(建築)成績評定に関する 意向確認書」を発注者契約担当者に提出しなければならない。

なお、履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。

ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が50万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

9 営繕積算システム (RIBC) の利用料

設計金額に営繕積算システム(RIBC)の内訳書数量入力システムLITEの利用料を含んでいる。

10 ウィークリースタンス

当発注業務において、ウィークリースタンスを実施する。 実施内容については「ウィークリースタンス実施要領」によることとする。

11 Web会議の実施

この業務は、「Web会議」(以下「会議」という。)を実施する。

会議の実施に係る通信機器及び通信費に対する費用は、原則、受発注者それぞれが負担するものとする。また、受注者は会議の映像と音声について、記録と保存を行う必要はないが、議事録の作成は行うこと。

12 公共建築設計者情報システム (PUBDIS) の登録

設計金額が500万円以上の委託業務は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)の業務カルテ登録が必要である。

なお、業務カルテ登録料は設計金額に含まれている。